

# 令和5年度 野田市社会福祉協議会 事業計画

## 1. 事業方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会福祉協議会が推進してきた地域福祉活動は多大な影響を受けることとなりました。対面型の活動や住民を対象とした事業の実施が困難となり、高齢者等のフレイル予防が課題となっています。感染対策としてオンライン化が急速に進む反面、地域で孤立・孤独化が進行する事態を招いています。

また、2年半にわたる特例貸付の申請は野田市において2千世帯を超え、今後複数の生活課題を抱える世帯についての継続的な支援が求められます。

野田市社会福祉協議会では、これらの課題に対し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が培ってきた地域に根差した寄り添い型の支援を展開し、支える側、支えられる側という概念を超えた、新たなつながりづくりの仕組みを目指してまいります。

また、オンラインやICT化をより進める一方で、その対応が困難な方々に対するハード・ソフト両面の支援を展開してまいります。

今年、市社協は法人設立50周年を迎えます。今後も行政ならびに関係機関との連携を強化し、地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域福祉活動を推進してまいります。

## 【重点活動目標】

### 1. 住民参加による地域福祉活動の推進

福祉活動の組織化、福祉を目的とする事業の企画・実施を行うとともに、地域福祉推進の基本となる住民自らが主体となり福祉課題の解決に取り組む必要性を踏まえ、住人参加による福祉活動を推進し、地域ぐるみ社会を総合的・計画的に推進してまいります。

### 2. 地域包括ケアシステムの確立

地域福祉を推進する機関として、福祉サービスの充実を図るほか、様々な福祉関係機関と連携し、地域の課題やニーズの把握に努めてまいります。

### 3. 社会福祉協議会の活動基盤の強化

社会福祉法に基づく、公共性・公益性の高い民間非営利団体として、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的に地域ぐるみの福祉などの各種施策を推進してまいります。

また、地域福祉活動を活発に展開するために、自己財源の確保や職員の質の向上等に取り組み、地域から信頼される組織運営を進めてまいります。

## 令和5年度 事業実施計画

事業項目	目的	主な実施事項
1 地区社会福祉協議会の活動強化	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地区社協活動を再開し、活性化を図る。 (2) 市民の地区社協活動への理解を高め、参加を促進する。 (3) 地区社協同士及び関係団体等とのつながりを深め連携強化する。	①地区社協連絡会の開催 ②地区社協ボランティアスタッフ懇談会の開催 ③情報提供の充実 ④職員が各地区社協の役員会等に参加し、新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協活動ガイドラインを活用した上で、地区社協活動の活性化を後押しする。
2 ボランティア活動の推進	(1) ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化を図る。 (2) ボランティア活動に参加できる環境や機会づくりを促進する。 (3) ボランティア活動者や団体及び受け入れ先との連携とフォローの強化を図る。 (4) ボランティア情報の積極的な収集に努める。	①ボランティアセンターの運営 ②市民ふれあいハートまつり ③各種ボランティア講座等の実施 ④社協ホームページや「ボランティア通信」LINE やインスタグラム等、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用や情報提供の強化 ⑤ボランティア活動場所の発掘と情報収集の強化 ⑥介護支援ボランティアポイント事業（市受託事業）
3 福祉教育の推進	(1) 児童や生徒の社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育むために学校や地域との連携を強化し、福祉意識の高揚を図る。 (2) 学校からの福祉学習に対する相談を積極的に受け入れ、関係福祉団体との連携を強化し福祉活動を推進する。	①車いす・目かくし歩行体験 ②夏休みボランティア体験 ③福祉教育に関する相談窓口の強化 ④福祉団体との連携強化
4 在宅福祉サービスの推進強化	(1) 児童、母子・父子福祉事業の推進を図る。	①育児支援家庭訪問事業（市受託事業） ②学童保育所運営事業（市受託事業） ③ファミリー・サポート・センター運営事業（市受託事業） ④チャイルドシート貸出事業

## 令和5年度 事業実施計画

事業項目	目的	主な実施事項
4 在宅福祉サービスの推進強化	(2) 高齢者、障がい者及び児童等の在宅福祉サービス事業の強化を図る。 ・受託事業の効率的な運営 ・自主事業の積極的な取り組み	① 車いす貸出事業 ②車いす対応自動車（たんぽぽ号・ゆうあい号）貸出事業 ② 総合福祉会館管理運営事業（市受託事業） ④関宿福祉センターやすらぎの郷管理運営事業（市受託事業）
	(3) 障がい福祉サービス事業（同行援護事業）の実施 ・障害者総合支援法同行援護事業を実施し、視覚障がい者の福祉の向上を図る。	① 同行援護事業 ・サービス提供体制の強化 ・相談支援事業所との連携強化 ・その他関係機関との連携強化 ・虐待防止及び身体拘束適正化委員会の実施及び研修の強化
	(4) 相談事業の充実強化 ・心配ごと相談所における総合相談や援助活動を推進するため、適切な助言と指導を実施し、生活支援活動の体制整備を図る。	① 心配ごと相談事業 ・相談体制の機能強化
5 野田市成年後見支援センター事業の推進	(1)福祉サービス利用援助事業の実施 ・福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を実施し、高齢者や障がい者の生活を支援する。	①福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業） ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化
	(2)成年後見制度の相談・普及啓発活動の実施 ・成年後見制度の相談対応や普及啓発活動を実施し、成年後見制度に関する支援の充実を図る。	① 成年後見制度の相談 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化 ② 成年後見制度の普及啓発 ・職員研修の充実強化
	(3)中核機関との連携 ・中核機関と連携し、地域連携ネットワークを活性化し、速やかな支援体制を図る。	①中核機関との連携 ・高齢者なんでも相談室、相談支援事業所等との連携強化

## 令和5年度 事業実施計画

事業項目	目的	主な実施事項
5 野田市成年後見支援センター事業の推進	(4) 法人後見事業の実施 ・法人後見事業を実施し、被後見人等の生活を支援するとともに、権利擁護体制の充実を図る。	① 法人後見事業 ・支援体制の強化 ・職員研修の充実 ・関係機関との連携強化 ・広報啓発活動の強化
	(5) 後見人サポート事業の実施 ・親族後見人から相談を受け後見活動を支援する。	① 後見人サポート事業 ・職員研修の充実 ・広報啓発活動の強化
	(6) 意思決定支援事業の実施 ・市民を対象にエンディングノートの無償配布を実施し、意思決定の支援に資する。 ・エンディングノートの活用方法を伝えるため、エンディングノート書き方講座を開催する。	① エンディングノートの無償配布 ・広報啓発活動の強化 ② エンディングノート書き方講座 ・講座内容の充実 ・職員研修の充実
6 地域福祉支援活動の充実強化	(1) 障害者総合支援法地域生活支援事業の円滑な運営を図る。	① 手話奉仕員養成講座事業（市受託事業） ② 点字・声の広報等発行事業（市受託事業）
	(2) 障がいのある人とない人の相互理解の推進	① 「おひさまといっしょに」の開催 ② 「じよいんと」事業の開催
	(3) 斎場売店事業の運営 ・市民の利便性の確保と精神障がい者の社会参加を図る。	① 斎場売店事業 ・効率的な運営の促進 ・支援体制の強化 ・関係機関との連携強化
	(4) 要援護者（世帯）への支援 ・資金貸付事業の実施により、低所得世帯、高齢者及び障がい者世帯等の経済的自立と生活の安定を図る。	① 福祉資金貸付事業 ② 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業） ・自立への相談・指導援助の強化 ・借受世帯の現状把握及び償還の促進 ・関係機関等との連携強化

## 令和5年度 事業実施計画

事業項目	目 的	主 な 実 施 事 項
6 地域福祉支援活動の充実強化	(5) 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援（新規） ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図る。	① 特例貸付債権管理業務 ・借受人の生活課題の把握 ・他機関連携による相談支援の実施、連携強化 ・相談支援体制の整備 ・地域への働きかけ
	(6) 支援体制整備事業の実施 ・地域包括ケアシステムの構築を推進するため、野田市、高齢者なんでも相談室と協働で生活支援体制整備事業を実施する。	① 第2層協議体（日常生活圏域）会議の実施 ② 生活支援コーディネーターの設置（野田市から委嘱） ③ 野田市、高齢者なんでも相談室との連携強化
7 災害対策	(1) 災害ボランティアセンターの運営 ・自然災害により地域が被害を受けた際に必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアをしたい人と必要としている人の間に入り調整を行う。	① 研修の実施 ② 立ち上げ、運営訓練の実施 ③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営
8 組織及び事業・財政基盤の強化	(1) 財政基盤の強化と事業の推進を図る。	① 会員の加入促進 ② 自主財源確保の促進 ③ 福祉団体の事業活動に対する助成 ④ 団体助成事業の見直し
	(2) 市民の利便性と自主財源の確保を図る。	① 自動販売機・複写機の設置・管理 ② 入れ歯リサイクルボックスの設置
	(3) 広報啓発活動の推進 ・広報紙の発行等により福祉情報の伝達と福祉意識の高揚を図る。	① 「社福のだ」の発行及び内容の充実 ② ホームページの充実強化 ③ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用

## 令和5年度 事業実施計画

事業項目	目 的	主 な 実 施 事 項
8 組織及び事業・財政基盤の強化	<p>(4) 共同募金運動への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金運動の趣旨を踏まえ、要援護者への支援及び在宅福祉活動の強化を図る。</li> </ul>	<p>①共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）運動への協力</p> <p>②ひとり暮らし高齢者世帯エアコン・クリーニングサービスの充実（歳末たすけあい配分事業）</p>
	<p>(5) 事務局体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人員配置計画に基づき、職員体制を強化</li> <li>・関係法令を遵守し、適切に対応できる組織づくりの構築</li> </ul>	<p>①コンプライアンスの遵守</p> <p>②適正な人員の配置</p>

## 令和5年度 年間事業計画(月別)(案)